

第1回岡山県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和4年8月2日（火曜日）午後4時15分～

2 場 所 岡山市北区桑田町2-21
岡山シティホテル桑田町別館会議室306号

3 出席者 公益代表委員 片 山 裕 之
西 田 和 弘
益 田 佐和子

労働者代表委員 浅 山 里 奈
小 橋 政 次
西 崎 知 佳

使用者代表委員 石 黒 和 之
鶴 海 元
西 谷 治 朗

事務局 労働基準部長 子 安 成 人
賃 金 室 長 浮 森 香 葉
賃 金 係 長 遠 藤 英 文
監 察 監 督 官 諏 訪 雅 浩

4 議 事

遠藤係長

ただ今より、第1回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。

初の専門部会でございますので、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めます。

専門部会委員の9名の方におかれましては、7月29日付けで委員に委嘱させていただいております。辞令書につきましては、同日に交付させていただいておりますが、本日、同日に欠席されておりました2名の委員につきましてはお手元に置かせていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

次に、定足数の確認について御報告申し上げます。本日は9名全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項準用の定足数、委員の3分の2以上又は公労使各3分の1以上の出席を満たしておりますことを御報告いたします。

本日御審議いただきます事項について、説明申し上げます。

- (1) 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書について
- (3) 岡山県の生活保護と最低賃金について
- (4) 今後の審議の進め方について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

でございます。

本日は、第1回目の専門部会でございますので、審議に入ります前に子安労働基準部長より御挨拶申し上げます。

子安部長

皆様こんにちは。労働基準部長の子安でございます。

まずもって、目安の伝達が本日まで遅れたことにつきましてお詫び申し上げます。今後、審議会数などを含めまして委員の皆様と調整させていただきたいと思っておりますが、例年以上にタイトなスケジュールとなる見込みでございますので、御協力をよろしくお願いたします。

今、コロナの第7波、そして、昨年以上に猛暑日が続く予想となっておりますので、是非、委員の皆様お一人お一人に健康に留意していただきながら、丁寧な審議を尽くしていただけるように事務局としても努力してまいりますので、よろしくお願いたします。以上です。

遠藤係長

室長、よろしくお願いたします。

浮森室長 議題「(1) 部会長、部会長代理の選任」につきまして、例年
どおり公益委員の方々の互選で選任いただくということによろ
しいでしょうか。

(異議なし)

浮森室長 公益委員の皆様で互選とさせていただきますが、前もって話
し合っていておりますので、その結果を私から発表させ
ていただきます。

部会長は益田委員でございます。

部会長代理は片山委員でございます。

(事務局、「部会長」「部会長代理」の札を机上に置く。)

浮森室長 益田部会長に御挨拶をいただきまして、引き続き議題(2)
からの進行につきまして、よろしく願いいたします。

益田部会長 益田でございます。

昨年に引き続き、進行役を務めさせていただきます。どうぞ
よろしく願いいたします。

議題に入る前に、当専門部会の議事録の署名人について決め
ておきたいと思えます。

岡山地方最低賃金審議会専門部会運営規程によりますと、部
会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとされてい
ますので、部会長の私と、労側は西崎委員、使側は西谷委員に
お願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

益田部会長 よろしく願いいたします。

議題「(2) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書」につ
きましては、前回、第497回本審において説明と意見発表があ
りましたので、専門部会では改めて説明は行わないこととしま
す。よろしいでしょうか。

(異議なし)

益田部会長 次に、議題(3)の「岡山県の生活保護と最低賃金について」、
事務局より説明してください。

浮森室長

岡山県の生活保護と最低賃金について、改めて最新の比較データに基づいた再計算の結果を御説明させていただきます。

先ほど、本審の目安の伝達におきまして、全国的に生活保護と最低賃金とのかい離は解消されていること、今回Cランクの目安金額は30円であることを説明させていただきました。

生活保護と最低賃金につきましては、本年度中賃・第2回目安小委員会で資料が示されております。その資料が1と2になりますので、こちらを御覧ください。

岡山県の生活保護費と最低賃金について、改めて最新の比較データに基づいた再計算の結果を基に御説明いたします。

資料No.1として準備しております、「岡山県の生活保護と最低賃金について（令和2年度データに基づく比較）」を御覧ください。

生活保護との比較については、令和3年10月2日発効の岡山県最低賃金862円を基に行っております。一方、生活保護の比較対象者は、18～19歳の単身世帯者とし、対象年度は令和2年度です。ただし、住宅扶助の実績値は、令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用しています。

令和2年度の生活保護は、生活扶助基準、第1類費及び第2類費＋期末一時扶助費ということになっていますが、岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額98,725円となっております。

最低賃金の生活保護に係る整合性についてですが、令和3年10月2日発効の岡山県最低賃金862円の1箇月の換算額は、下段の註のところを見ていただきたいのですが、岡山県最低賃金862円に1箇月平均法定労働時間数の173.8時間を乗じ、可処分所得の総所得に対する比率0.817を乗じた金額122,399円となります。

先ほどの生活扶助基準98,725円と比較すると、岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められませんでした。

全国の状況につきましては、資料No.2を見ていただきたいのですが、最初の折れ線グラフは2年度の生活保護と最低賃金で比較したもの、2枚目の折れ線グラフは、2年度の生活保護と3年度の最低賃金で比較したグラフです。参考にさせていただけたらと思います。

益田部会長

ただ今の説明について御質問などありましたらお願いします。

(特になし)

益田部会長

それでは、事務局の説明のとおり、岡山県最低賃金と生活保護費について確認いたしました。

次に、議題「(4) 今後の審議の進め方について」です。これについては、岡山地方最低賃金審議会専門部会運営規程に基づいて進めることといたします。

金額審議に際しては、中賃の目安答申を踏まえ、労働者の生計費、労働者の賃金水準、通常の事業の賃金支払能力、この3点を総合的に考慮して、さらに、諮問文にありますように、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」などへの配慮、及び、県内の企業活動と労働者の実情を十分踏まえて、改正決定に向けて今後の審議に臨むこととしたいと存じます。皆さんの御意見がございましたらお願いします。

西崎委員

労側としては、審議を進めるに当たり、労使合意と10月1日発効にこだわった進め方にしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

益田部会長

労使合意と10月1日発効が大事ということですが、使側から御意見はありませんか。

石黒委員

私としては10月1日にとらわれることなく、労使できちっとした議論をすべきだというふうに思います。

益田部会長

これにつきましては、これから議論を始めるところでありますので、先ほどの本審でも「丁寧かつ効率的な審議」という御発言がございましたので、そのように皆様の真摯な御意見をいただきたいと考えております。

次回については、本年度の審議に臨むに当たっての労使それぞれの基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。合わせて金額提示もお願いしたいと思いますので、準備をよろしくお願いします。

そして、次回以降の専門部会の審議は各委員の皆様の忌たんのない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

(同意する声)

益田部会長

それでは、労使の賛同を得ましたので、次回以降は非公開といたします。

今後の審議日程について、事務局から説明をお願いします。

浮森室長 今後の審議日程については、今回を含め、3回ないし、4回を予定させていただいておりますが、会場確保等もありますので委員の皆様と別途調整をさせていただきたいと思っております。

益田部会長 別途調整ということで、よろしいでしょうか。

(同意する声)

益田部会長 最後に、「その他」でございますが、事務局から何かございますか。

浮森室長 特にありません。

益田部会長 委員の皆様もよろしいでしょうか。

(特になし)

益田部会長 それでは、これをもちまして第1回岡山県最低賃金専門部会を終わります。